

令和7年度 高山村農作業標準労賃、機械作業標準料金

作 業 別		標 準 労 賃 標 準 料 金	摘 要	
農 作 業 標 準 労 賃	稲 作	田 植	1,030円	1日当たり実労働時間8時間を基準とし、1時間当たりの単価である。
		一 般	1,000円	
	畑	一 般	1,000円	
	果 樹	剪 定	1,970円	
		一 般	1,000円	
機 械 作 業 標 準 料 金	耕 起		9,300円	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p>植付のみ</p> <p>結束ヒモつき</p> <p>乾燥のよいもの</p> <p>補助者付・自脱のみ</p> <p>作業が容易なところ</p> </div> <div style="width: 55%;"> <p>ほ場条件（作業の難易、土質、ほ場の大小等）により作業料金は割増し加算する。</p> </div> </div>
	代 か き		10,200円	
	田 植		11,600円	
	刈 取 (バインダー)		12,400円	
	ハーベスター		12,400円	
	コンバイン		28,200円	
	SS防除		5,300円	

- 1 食事は作業者負担とする。
- 2 機械作業標準料金は、10a当たりとする。
- 3 機械作業標準料金は、運転手付、燃料費も含む。
- 4 機械作業標準料金は、消費税を内税とする。
- 5 機械作業標準料金は、ほ場条件により料金を加減する。
- 6 年度途中で最低賃金の改定があり、標準労賃がこれを下回った際は、最低賃金を標準労賃とする。